

秋も深まり、寒い日が続いています。となれば、温かい食べ物が美味しくなってきますね。お鍋、シチュー・スープ...焼肉...。天高く馬肥ゆる秋とよく聞きますが、まさに肥ゆる秋...。私は馬よりも肥えてしまえる自信があります！台風や気温の変化が激しい時期ですが、体調管理には気を付けて過ごしましょう！

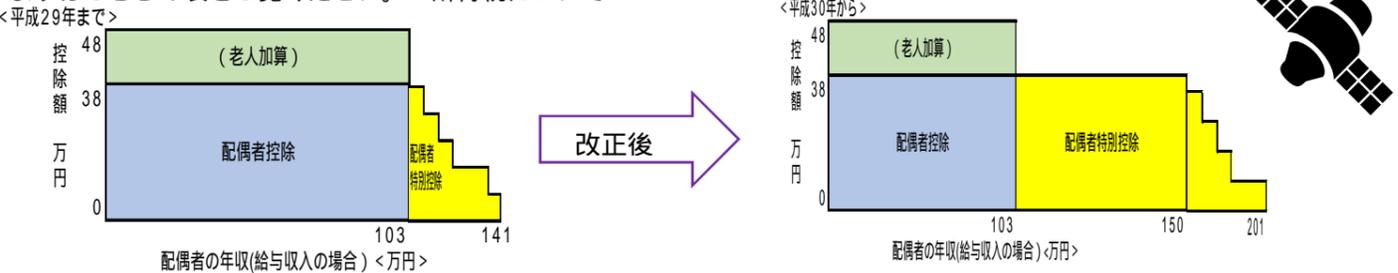
今月のテーマは...配偶者控除・配偶者特別控除の改正

今月のテーマは”配偶者控除・配偶者特別控除の改正”についてです。**平成30年**からの配偶者控除・配偶者特別控除の改正によって、パートの働き方のスタイルが少し変化するかもしれません。

まずは**配偶者控除**の改正内容についてです。居住者(納税者)の合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が縮小され、**1,000万円**を超えると、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。**配偶者特別控除**と同じように居住者(納税者)側の**所得合計の上限**が設定されました。では次に、配偶者特別控除の改正内容を簡単な例を挙げてみます。

 Nさん
夫の給与収入は500万円、私の給与収入は145万円。私は**住民税・所得税・社会保険**も自分で払ってきました。**平成30年**からの改正で何が得になるの？

まずはこちらの表をご覧ください。<所得税について>



この表で、注目すべき点は**配偶者特別控除**の限度額です。改正前の表では配偶者の給与収入が141万円以上になると、配偶者特別控除を受けることができないことが分かります。Nさんの夫(納税者)はこれまで配偶者特別控除を受けられませんでした。しかし、**平成30年**の改正後からは配偶者特別控除の枠が段階的ではありますが増えています。Nさんの夫(納税者)は配偶者特別控除を受けることができるようになります。夫(納税者)の給与収入500万円に対する課税所得が仮に250万円だった場合、改正前では所得税等が155,700円(住民税は含まない)になります。改正後の所得税等は116,900円(住民税は含まない)になります。Nさんの配偶者特別控除により納税者が支払う税金が**38,800円**ほど少なくなります。(住民税は33,000円ほど)これからのNさんの働き方にも、変化が起きそうです。

この改正は**平成30年**から適用されますので、29年の年末調整には**適用されません**。また、配偶者(内縁関係を除く)の給与収入が**100万**を超えると**住民税・103万**を超えると**住民税+所得税・130万**を超えると**住民税+所得税+社会保険料**を配偶者自身が支払う可能性があります。(夫(納税者)の社会保険の扶養に入っていた人に限ります)これらの給与収入の範囲は**変更されていない**ので、自分の収入と夫(納税者)の収入を考えて働き方を考える必要があります。**住民税が非課税となる上限は各市町村によって異なります**。

ここでは女性を例にあげてきましたが、**配偶者控除・配偶者特別控除**は女性・男性関係なく配偶者であれば受けることができます。そして、この改正によりパートさんとしては、**キャリアアップ**を行い給与収入を増やす・就業時間を増やし給与収入を増やすことにより、家庭の給与収入を増やすという働き方もできるということです。企業側としては、人手不足と言われている中、新たな人員を増やすのではなく、既存のパートの方に就業時間を増やしていただく等、これからの企業の人員構成に関わっていくと考えられます。

最後に、配偶者控除・配偶者特別控除の改正をまとめた表を掲載します。自分がどの枠に当てはまることになるのか、今から確認しておきましょう！



<改正後> 赤字が改正部分	税法上の扶養				社会保険上の扶養(注)			
	本人の税金				配偶者の税金		配偶者の健康保険・年金	
	配偶者控除		配偶者特別控除		所得税	住民税	健康保険	年金保険
所得税	住民税	所得税	住民税	所得税				
100万以下					なし	本人(納税者)の扶養になれる(保険料無料)大企業の場合は106万未満	給与所得者の配偶者は第3号被保険者となる(保険料無料)大企業の場合は106万未満	
103万未満	38万~13万 本人の収入によって減額	33万~11万 本人の収入によって減額	x	x	なし			
103万未満~150万未満			本人の収入に応じて38万~13万	本人の収入に応じて33万~11万	払う	配偶者本人が自分で国民健康保険等に加入(保険料負担あり)	130万 配偶者本人が自分で国民年金等に加入(保険料負担あり)	
150万以上~201万未満	x	x	本人の収入及び配偶者の収入に応じて36万~1万まで	本人の収入及び配偶者の収入に応じて33万~1万まで				
201万以上			x	x				
				本人の所得が1,000万以下の場合に適用可能				

(注) 社会保険・厚生年金保険料の扶養から外れる**130万円**の壁が変更になるわけではありません。

入社しました

9月19日より入社しました三宅 芙見子と申します。今まで岡山の東備地域で金融機関に8年間勤めておりましたが、結婚を機に退職をし倉敷に引っ越して参りました。新しい事にチャレンジしようと思いこちらへ勤め始めましたが、今までとは畑違いの仕事で毎日が勉強です。早く慣れて皆様のお役に立てられたらと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。



年末調整・確定申告のお知らせ

生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書・住宅借入等の年末残高証明書が発送されてきていると思います。年末調整や確定申告の際に必要な書類となりますので、大切に保管をお願い致します。

休暇のお知らせ

勝手ではございますが、**11月30日(木)** 社内清掃のため
12月1日(金)~12月2日(土) 研修旅行のため休暇を頂きます。ご不便、ご迷惑等をお掛け致しますが、よろしくお願い致します。

Visonのご案内

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー:Vison**
今月の開催日は**11月9日(木)**です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

11月のスケジュール

9	木	*経営計画書作成セミナー:Vison
10	金	*10月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
30	木	*個人事業税(第2期)の納付期限
		*9月決算法人の確定申告・納付期限
		*3月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の6・12月決算法人)

開催日	個人事業者・対象法人	申込期限
11月9日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月2日(木)
12月7日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月4日(月)
1月11日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月9日(火)